

介護保険施設等の整備計画について

- 1 介護老人福祉施設の整備枠の承認
  - (1) 尾張旭市の事業者から、既存の特別養護老人ホームの定員を60人から70人に10人分増設したいとの事前相談票の提出がある。
  - (2) 介護老人福祉施設の圏域の整備枠は、103人となっており、整備枠の範囲内である。
  - (3) 立地市町である尾張旭市の意見も、第5期計画における市の計画内となっており、整備枠の承認は適当とのこと。
  - (4) この推進会議において、承認されることが適当と思われる。
  
- 2 混合型特定施設入居者生活介護(以下「混合型特定施設」という)の整備について
  - (1) 事前相談票の提出状況
    - ア 事業者から、瀬戸市に混合型特定施設に係る整備定員82人(施設定員118人)創設の事前相談票が提出されている。
    - イ 事業者から、豊明市に混合型特定施設に係る整備定員84人(施設定員120人)創設の事前相談票が提出されている。
  - (2) 介護老人福祉施設の圏域の整備枠は、136人となっており、両者の整備枠合計は166人となっており、計画を30人超過している。
  - (3) 立地市町として両市に意見を聞いたところ、両市とも市の計画は超えるが、尾張東部圏域の他の市町からも利用が見込まれるため、圏域全体として特定施設の整備が必要であるとのこと。
  - (4) 「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に基づき圏域市町担当者研究会を開催したところ、全市町一致して、両市の整備の必要性が認められたため、同要領第5一のただし書き「…圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りではない」とされていることから、この推進会議においても承認することが適当と思われる。

## 介護保険施設整備等の手続きについて

- 介護保険施設等の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要があります。(ただし、介護老人保健施設は知事の開設許可)指定(許可)を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるという、事前協議制を採用しています。
- この手続きは、「介護保険施設等に関する取扱要領」に定められています。
- 事前協議の流れは以下のとおりです。
  - ①設置予定者 ⇒ 各福祉相談センターへ事前相談票提出
  - ②各福祉相談センター ⇒ 立地市町に意見聴取
  - ③圏域保健医療福祉推進会議にて調整
  - ④結果を設置予定者に通知
- この手続きが必要な介護保険施設の種類
  - ・ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームのうち定員 30 名以上の施設)
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護専用型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者のみ受け入れるもの)
  - ・ 混合型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者以外の者も受け入れるもの。整備時には 7 割が要介護認定者として整備枠を設定する。)